

久慈市障がい福祉計画

(第7期：令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

久慈市障がい児福祉計画

(第3期：令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

令和6(2024)年3月

久 慈 市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け等	1
3 計画の期間	1
4 計画の基本的理念	2
第2章 障がい者等の現状及び地域の課題	4
1 人口の推移	4
2 障がいのある人の状況	4
3 地域の課題等	7
第3章 地域移行と一般就労移行等の数値目標	8
1 施設入所者の地域生活への移行	8
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
3 地域生活支援拠点等の整備	10
4 福祉施設から一般就労への移行等	10
5 障がい児支援の提供体制の整備等	12
6 相談支援体制の充実・強化等	14
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	14
第4章 各年度の障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	15
1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	15
2 生活介護	16
3 自立訓練（機能訓練）	16
4 自立訓練（生活訓練）	17
5 就労選択支援	17
6 就労移行支援	18
7 就労継続支援（A型）	18
8 就労継続支援（B型）	18
9 就労定着支援	19
10 療養介護	19
11 短期入所	20
12 自立生活援助	20

13	共同生活援助	21
14	施設入所支援	21
15	計画相談支援	22
16	地域移行支援	22
17	地域定着支援	23
第5章 各年度の障がい児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策		24
1	児童発達支援	24
2	放課後等デイサービス	24
3	保育所等訪問支援	25
4	居宅訪問型児童発達支援	25
5	障害児相談支援	25
6	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	26
7	発達障がい者等に対する支援	26
第6章 市町村地域生活支援事業に関する事項		27
1	市町村事業（必須事業）	27
3	その他社会参加促進事業について	28
第7章 権利擁護の充実【成年後見制度利用促進基本計画】		29
1	計画策定の背景と趣旨	29
2	計画の根拠と期間	29
3	現状と課題	29
4	具体的取組	30
第8章 計画の推進		32
1	計画の達成状況の点検及び評価	32
2	計画の推進体制	32
持続可能な開発目標（SDGs）の取組		33
SDGs とは		33
資料Ⅰ アンケートの結果について		34
資料Ⅱ 久慈市障害福祉計画策定委員会名簿		41

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

久慈市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定により、市町村障害福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、平成19年3月に「久慈市障害福祉計画（第1期）」（計画期間：平成18年度～20年度）を、平成21年3月に第2期計画（計画期間：平成21年度～23年度）、平成24年3月に第3期計画（計画期間：平成24年度～平成26年度）、平成27年3月に第4期計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）、平成30年3月に第5期計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）、令和3年3月に第6期計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定し、これらの計画に基づき障がい者施策を推進してきました。

今回、第7期計画の策定に当たっては、第6期計画期間における障がい保健福祉サービスの利用実態等について分析するとともに、当事者のニーズの把握を行い、状況の変化に的確に対応した障がい者施策の推進を図ろうとするものです。

また、児童福祉法第33条の20に位置付けられた障害児福祉計画を併せて作成するものです。

2 計画の位置付け等

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

国の定める基本指針に即して策定するもので、障害者基本法に定める「市町村障害者計画」として策定した「久慈市障がい者プラン」に掲げる事項のうち、障がい福祉サービス、相談支援、障害児通所支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項や、各年度におけるサービスの必要な見込量等に係る具体的な実施計画であり、子ども施策を総合的・計画的に推進するための「久慈市子ども・子育て支援事業計画」等との整合を考慮し策定するものです。

3 計画の期間

本計画は、国の基本指針により、3年間で1期として策定することとされており、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年を計画期間とします。

※国の基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号、最終改正令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」

4 計画の基本的理念

本計画は、障害者基本法の理念及び「久慈市障がい者プラン（令和2年度～令和9（2027）年度）」の基本理念及び基本目標を踏まえ、次のとおり基本理念を定めて今後の施策を推進します。

(1) 自己決定の尊重と社会参加の促進

共生社会実現のため、自らその居住する場所を選択し、障がい福祉サービスその他の支援を利用しながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

(2) 適切なサービス基盤の整備

一人ひとりの障がいの状態はさまざまです。身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、発達障がいや高次脳機能障がい、難病等の方々も障がい福祉サービスの対象になっていることから、引き続きその周知を行うとともに、ニーズに合った障がい福祉サービス提供基盤の整備を進めます。

(3) 障がい者が地域で暮らしやすい社会に

障がいのある人が、地域で安心した生活を送るため、家族、行政、福祉サービス提供事業者等関係機関が連携し支援すると共に、身近な地域に住む人々がお互いに理解しあい、尊重しあい、支えあえる社会の構築を推進します。

(4) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいの状態や年齢等のニーズに応じて希望するサービスが利用できるよう、地域における支援体制の整備に努めます。

また、障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、情報の引き継ぎ等をスムーズになど、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(5) 権利擁護の充実

成年後見に関する制度の活用を促進することにより、権利擁護の充実を図ります。

「久慈市高齢福祉計画」と併せて、「久慈市成年後見制度利用促進基本計画」を定めます。（第7章に掲載）

※ 障害者基本法第3条

- 1 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域生活において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

※ 久慈市障がい者プラン

基本理念「共生社会の実現」

基本目標「共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり」

第2章 障がい者等の現状及び地域の課題

1 人口の推移

本市の人口は年々減少傾向にあり、平成29年度から令和4年度にかけての6年間で2,969人（約8.4%）の減となっています。一方、世帯数は、核家族化の進行により増加傾向にあり、令和4年度末の一世帯あたりの構成員数は2.1人となっています。

（人）

年度	世帯数	人口			人口増減(前年比)
			男	女	
H29	15,559	35,333	17,055	18,278	
H30	15,568	34,763	16,814	17,949	△570 (-1.6%)
R1	15,675	34,418	16,671	17,747	△345 (-1.0%)
R2	15,597	33,713	16,320	17,393	△705 (-2.0%)
R3	15,471	32,994	16,005	16,989	△719 (-2.1%)
R4	15,424	32,364	15,692	16,672	△630 (-1.9%)

（年度末3月31日現在の住民基本台帳人口）

2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳所持者数

障がい者手帳所持者数は令和5年3月31日現在2,286人であり、人口に占める割合は7.1%となっています。

年度ごとの推移を見ると、身体障害者手帳の所持者数は減少傾向、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加傾向にあります。

（人）

		平成30年度		令和2年度		令和4年度	
		(H31.3.31)	人口比	(R3.3.31)	人口比	(R5.3.31)	人口比
総人		34,763		33,713		32,364	
身体 障害者 手帳	65歳未満	444	1.3%	395	1.2%	366	1.1%
	65歳以上	1,084	3.1%	1,099	3.3%	1,060	3.3%
	計	1,528	4.4%	1,494	4.4%	1,426	4.4%
療育 手帳	18歳未満	49	0.1%	48	0.1%	44	0.1%
	18歳以上	330	0.9%	337	1.0%	342	1.1%
	計	379	1.1%	385	1.1%	386	1.2%
精神障害者保健福祉手帳		433	1.2%	437	1.3%	474	1.5%
合計		2,340	6.7%	2,316	6.9%	2,286	7.1%

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は 1,426 人であり、障がい種別では「肢体不自由」の占める割合が最も高く 50.1%となっています。次いで、心臓、じん臓等の内部障がい、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいの順となっています。また、年齢別に見ると 65 歳以上の割合が約 74.3%となっています。

身障手帳		人数（人）	所持者数比
等級別	1 級	452	31.7%
	2 級	212	14.9%
	3 級	257	18.0%
	4 級	317	22.2%
	5 級	84	5.9%
	6 級	104	7.3%
障がい種別	視覚	97	6.8%
	聴覚・平衡	111	7.8%
	言語・音声・そしゃく	11	0.7%
	肢体不自由	714	50.1%
	内部障がい	493	34.6%

（基準日：令和 5 年 3 月 31 日）

(3) 療育手帳所持者（知的障がい者）の状況

療育手帳所持者数は、増加傾向にあります。

等級別に見てみると、A 判定（最重度・重度）が約 4 割、B 判定（中軽度）が約 6 割となっています。

（人）

療育手帳			令和 2 年度	割合	令和 4 年度	割合
年代別	18 歳未満	A 判定	24	6.2%	24	6.2%
		B 判定	24	6.2%	20	5.2%
	18 歳以上	A 判定	120	31.2%	121	31.3%
		B 判定	217	56.4%	221	57.3%
合 計			385	100.0%	386	100.0%

（基準日：各年度 3 月 31 日現在）

（人）

療育手帳		令和 2 年度	割合	令和 4 年度	割合
等級別	A 判定	144	37.4%	145	37.6%
	B 判定	241	62.6%	241	62.4%
合 計		385	100.0%	386	100.0%

（基準日：各年度 3 月 31 日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の数は、平成 20 年度末で 229 人(人口比 0.6%)、平成 25 年度末には 284 人(人口比 0.8%)、平成 30 年度末には 438 人(人口比 1.3%)、令和 4 年度末には 474 人(人口比 1.5%)と増加しています。

手帳の等級別に見ると、2 級の割合が約 5 割を占めています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者証を交付されている者の人口比は、増加傾向にあります。

(人)

		令和 2 年度	割合	令和 4 年度	割合
等 級 別	1 級	202	46.2%	211	44.5%
	2 級	211	48.3%	241	50.8%
	3 級	24	5.5%	22	4.7%
合計		437	100.0%	474	100.0%

(基準日：各年度 3 月 31 日現在)

※ 自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数の推移

病類別	平成 30 年度(A)	令和 2 年度	令和 4 年度(B)	平成 30 年からの 比較増減(B-A)
統合失調症	317	331	321	4
気分障がい	338	405	418	80
脳器質性精神障がい	57	80	67	10
知的障がい	21	18	17	△4
てんかん	42	47	49	7
中毒性精神障がい	36	35	35	△1
その他	90	86	94	4
計	901	1,002	1,001	100
人 口	34,763 人	33,713 人	32,364 人	
人口比	2.6%	3.0%	3.1%	

3 地域の課題等

(1) サービス基盤の整備と人材の確保

障がい福祉サービスの充実、地域移行を図るには、ニーズに対応した社会資源の整備、支援体制の充実が必要不可欠です。

グループホーム等の住まいの場の確保や施設入所の支援に加え、地域生活での生活力を補うサービス基盤の整備、的確な支援につなげるためにも相談体制の強化並びに居宅支援事業所等サービス事業所の人材確保などが求められています。

「同行援護」や「計画相談支援」などに対応する人材の育成・確保も大きな課題となっており、事業者と連携し研修を実施するなど、従事者の資質の向上に努める必要があります。

(2) 就労を支援するしくみの強化

福祉的就労については、令和元年 6 月、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、障がい者の活躍の場の拡大や法定雇用率の確保に向けた取り組みが示され、更なる一般就労への移行が進むことが期待されます。

事業主の障がい者雇用に対する理解を進め、働ける場の開拓や、実際に就職した者の職場定着を支援するため関係機関との連携を強化する必要があります。

(3) 障がい及び障がい児者に対する理解と啓発

障がい児者が暮らしやすい社会をつくるためには、障がい等に対する地域の理解を進める必要があります。

身近な家族や支援者だけでなく、一般住民との交流の場を設けるなど、あらゆる場面で共存できる社会づくりを進めることが必要です。

(4) 多様化する障がいとニーズに対する支援の充実

障がいの多様化とともに、支援ニーズは多岐にわたっています。

身体、知的、精神障がいに加え、難病等の方々も障がい福祉サービスの対象となることから、障がい特性を踏まえた、一貫した支援体制の充実、連携が必要となっています。また、利用できるサービスの周知を一層図る必要があります。

(5) ライフステージに応じた継続的な支援の実施

ライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、情報の引き継ぎ等をスムーズになど、切れ目の無い一貫した支援体制の構築が必要です。

第3章 地域移行と一般就労移行等の数値目標

1 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和4年度末現在の入所者数 (A)	人 80	令和4年度末時点における入所施設の利用 人員です。
令和8年度末の施設入所者数 (B)	人 76	令和8年度末時点における入所施設の利用 人員です。
【目標値】 削減見込 (A) - (B)	人 4	令和4年度末時点から令和8年度末時点の 施設入所者削減【約5%削減】
【目標値】 地域生活移行者数	人 5	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以 上が地域生活へ移行

令和元年度末時点では、施設入所者数が82人でしたが、グループホーム等への移行により、令和4年度末は80人となっています。

国の指針に基づき、施設入所者の削減については、令和4年度末入所者の約5%の4人を目標とし、令和8（2026）年度末の施設入所見込者数を76人と設定します。

また、地域生活移行者については、令和4年度末入所者の6%とされていることから、5人の地域移行を目指します。

施設入所からの地域移行は、居住施設の確保だけでなく、当事者、家族、地域の見守りに加え、医療的ケアや強度行動障害を有する者への専門的支援など地域生活におけるサービスの充実が必要です。

また、地域移行に関する意向について適切に意思決定支援が行えるよう相談体制の充実、就労の場の必要性など多くの課題が残されていることから、各関係機関が連携し支援していく必要があります。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしています。

令和5年度に久慈地域障害者自立支援協議会を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設定し支援に取り組んでいます。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和6年度（か所）	令和7年度（か所）	令和8年度（か所）
1	1	1

3 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、第6期計画期間中に、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を「市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備」することとされていましたが、整備できませんでした。第7期計画期間中に既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、令和8（2026）年度末までに1か所以上の整備を目指します。

また、地域生活支援として、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズの把握に努め、地域の関係機関と連携した支援体制の整備を目指します。

地域生活支援拠点等の整備

令和6年度（か所）	令和7年度（か所）	令和8年度（か所）
0	0	1

※ 地域生活支援拠点に求められる機能

- (1) 相談（地域移行・親元からの自立等）
- (2) 体験の機会・場の提供（グループホーム、一人暮らし）
- (3) 緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- (4) 専門性（行動障害など専門的な対応のできる人材の確保・養成、医療との連携等）
- (5) 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置、地域資源の活用等）

※ 整備の進め方

「多機能拠点整備型」（グループホーム等併設型・単独型）や、地域において機能を分担して担う「面的整備型」、障害者支援施設が機能の一部を担うなど、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能とされています。

4 福祉施設から一般就労への移行等

令和5年9月末の、久慈市に設置されている就労継続支援事業所の定員は、A型事業所が20人、B型事業所が160人となっています。また、令和3年度末の久慈市の利用者数は、A型事業所13人、B型事業所147人、就労移行支援1人となっています。

第7期計画における福祉施設から一般就労への移行は、国の指針では令和3年度実績の1.28倍以上になることを目標としています。当該年度の一般就労への移行者は1人（就労継続支援A型事業所からの移行1名、就労継続支援B型事業所からの移行0名）の移行実績があったことから、第7期計画における目標を2人以上とし、職業安定所、就労移行支援事業所、就労・生活支援センター等関係機関と連携し、障がい者雇用協力企業の開拓やマッチング等の支援を行います。

※ 一般就労等への移行を目指すには、知識・能力の向上、適性にあった職場探し、就労後の定着支援等きめ細かなサービスのほか本人及び家族の意欲が大切です。

項 目	数 値	内 容
令和3年度の福祉施設から一般就労への移行者数	1 人	久慈市からの福祉施設利用者のうち、令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数	2 人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 【令和3年度の1.28倍以上】
令和3年度の就労移行支援事業所からの移行者数	0 人	令和3年度において就労移行支援事業所を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度の就労移行支援事業所からの移行者数	1 人	令和8年度において就労移行支援事業所を利用し、一般就労した者の数 【令和3年度の1.31倍以上】
令和3年度の就労継続支援A型事業所からの移行者数	1 人	令和3年度において就労継続支援A型事業所を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度の就労継続支援A型事業所からの移行者数	2 人	令和8年度において就労継続支援A型事業所を利用し、一般就労した者の数 【令和3年度の1.29倍以上】
令和3年度の就労継続支援B型事業所からの移行者数	0 人	令和3年度において就労継続支援B型事業所を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度の就労継続支援B型事業所からの移行者数	1 人	令和8年度において就労継続支援B型事業所を利用し、一般就労した者の数 【令和3年度の1.28倍以上】
【目標値】 就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者数	1	令和8年度における就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の数 【令和3年度の1.41倍以上】
【目標値】 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%	令和8年度における就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合 【国の指針25%】

5 障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針に基づき、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8（2026）年度までに児童発達支援センターの設置、または、障がい児相談支援や保育所等訪問支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備を実施した中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を構築することを目指します。

重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるよう、ニーズの把握に努め、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目指します。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、久慈地域障害者自立支援協議会の部会を活用して医療的ケア児支援のための関係機関の協議を継続するとともに、コーディネーター養成研修に積極的に参加し人材育成並びに関係機関とのネットワークの構築に取り組むとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し支援体制の充実を図ります。

なお、久慈地域障害者自立支援協議会では、発達の気になる子と関わる保護者・支援者が効果的な関わり方を学ぶための『保護者・支援者向け学習会』を開催するとともに、子どもに携わる支援者の支援力アップと、支援者相互の連携や支援技術の交流が持てるネットワークづくりを目的とした『子ども事例検討会』を例年開催しておりますが、今後は、発達障害児者及び家族等支援事業として、ペアレントトレーニング事業に取り組みます。

障がい児相談支援について、障がい児本人や家族の状況を把握し適切な支援をつなげるために子育て、保育、医療、教育、福祉事業等関係機関と連携し、相談支援の質の向上を図りながらライフステージに合わせた切れ目のない支援に取り組みます。

(1) 児童発達支援センターの設置(面的整備含む)

令和6年度（か所）	令和7年度（か所）	令和8年度（か所）
0	0	1

(2) 保育所等訪問支援の構築

令和6年度（か所）	令和7年度（か所）	令和8年度（か所）
0	0	1

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

令和6年度（か所）	令和7年度（か所）	令和8年度（か所）
0	0	1

(4) 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数

令和6年度（か所）	令和7年度（か所）	令和8年度（か所）
0	0	1

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和6年度（か所）	令和7年度（か所）	令和8年度（か所）
令和元年度に設置済。現在の協議の場を継続していく。		

(6) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

令和6年度（人数）	令和7年度（人数）	令和8年度（人数）
1	2	2

(7) 保護者・支援者等への支援の場の開催

令和6年度（実施）	令和7年度（実施）	令和8年度（実施）
有	有	有

6 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を目指します。

基幹相談支援センター

令和6年度（か所）	令和7年度（か所）	令和8年度（か所）
0	0	1

基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、障がいの種別や各種のニーズに対応できる専門的な知識を持った人材の育成、相談支援体制の整備に努めます。

障害者自立支援協議会において、個別事例の検討を行える体制を整備し地域サービス基盤の開発及び改善等に取り組みます。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加に努めるとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制が構築されている。		

第 4 章 各年度の障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

	年 度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
	サービス見込量 (月間量)	居宅介護	見込量	利用者数	21	22
見込量			時間分	320	330	345
重度訪問介護		見込量	利用者数	2	3	3
		見込量	時間分	180	270	270
同行援護		見込量	利用者数	1	1	1
		見込量	時間分	2	2	2
行動援護		見込量	利用者数	1	1	1
		見込量	時間分	2	2	2
事業の実施に関する考え方		地域で生活する障がい者に、障がいの特性に応じた質の高いサービスを提供する事業です。サービス提供量確保のため、関係機関や事業者と連携してまいります。				
見込量確保のための方策		現在市内には重度障害者等包括支援、同行援護、行動援護を除き、居宅介護、重度訪問介護のサービス提供事業者があります。 今後、事業者と連携しながらサービス提供体制の充実に努めます。				

2 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	120	122	125
		人日分	2,240	2,280	2,335
事業の実施に 関する考え方	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、質の高い介護と日中活動の場を提供する事業です。関係機関や事業者と連携して、サービス量の確保等に努めます。				
見込量確保の ための方策	サービス需要の把握に努め、事業者と連携しサービス提供体制の整備・充実に努めます。 地域移行の進捗に応じ、サービス提供事業者数の増を検討してまいります。				

3 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	1	1	1
		人日分	23	23	23
事業の実施に 関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校等の卒業者等に、地域生活ができるよう身体機能の維持や回復のための支援を行います。				
見込量確保の ための方策	当市に提供事業所はありませんが、サービス需要の動向により、新規に事業を行う事業者の把握に努めながら、サービス提供体制の検討を行います。				

4 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	23	23	23
	人日分	430	430	430	
事業の実施に関する考え方	<p>入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校等の卒業者等に、地域生活ができるよう生活能力の維持や向上のための支援を行います。</p>				
見込量確保のための方策	<p>市内には1か所のサービス提供事業者があります。</p> <p>退院促進、地域移行を進める上で必要不可欠なサービスであり、サービス需要の動向の把握に努めながら、事業者と連携してサービス利用体制の整備・充実に努めます。</p> <p>将来的には、提供事業所の増が必要と見込まれます。</p>				

5 就労選択支援

サービス見込量 （月間量）	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	-	1	1
	人日分	-	20	20	
事業の実施に関する考え方	<p>就労を希望する障がい者に、アセスメントにより一般就労や就労系障害福祉事業所など適性にあった職場探しを行います。</p>				
見込量確保のための方策	<p>新規事業のため、当市に提供事業所はありませんが、サービス需要の動向把握に努めながら、新たな実施主体の参入を促進し、サービス提供体制の整備・充実に努めます。</p>				

6 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	2	2	2
		人日分	40	40	40
事業の実施に 関する考え方	一般企業等への就労を希望する障がい者に、適性にあった職場探しや就労後の職場定着の支援等を行います。				
見込量確保の ための方策	当市に提供事業所はありませんが、サービス需要の動向把握に努めながら、新たな実施主体の参入を促進し、サービス提供体制の整備・充実に努めます。				

7 就労継続支援（A型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	12	13	15
		人日分	230	260	300
事業の実施に 関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がい者に、就労の場を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。				
見込量確保の ための方策	市内には2か所のサービス提供事業者があります。 サービス需要の動向把握に努めながら、新たな実施主体の参入を促進し、サービス提供体制の整備・充実に努めます。				

8 就労継続支援（B型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	185	187	190
		人日分	3,340	3,380	3,430
事業の実施に 関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識、能力向上のため必要な訓練を行います。				
見込量確保の ための方策	市内のサービス提供事業者は7か所、定員160人です。 令和2年度に提供事業者が1か所増えましたが、事業所定員は概ね充足しています。今後サービス需要の動向把握に努めながら、必要に応じ整備・充実に努めます。				

9 就労定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	2
事業の実施に関する考え方	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整の支援を行います。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う事業者の把握を行いながら、事業所等と連携して、サービスの需要の把握に努め、事業者と連携して、サービス提供体制の充実に努めます。				

10 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	15	15	15
		人日分	450	450	450
事業の実施に関する考え方	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において、質の高い機能訓練や日常生活の支援を行うため、関係機関や事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。				
見込量確保のための方策	現在の利用者はすべて市外の施設を利用しています。 サービス需要の動向把握に努めてまいります。				

11 短期入所

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	見 込 量	福 祉 型	利用者数	20	21	22
			人日分	245	255	265
	医 療 型	利用者数	1	1	1	
		人日分	3	3	3	
事業の実施に 関する考え方	地域で生活する障がい者に対し、介護する人が病気等の場合に、身近なところでサービスを受けられるよう支援します。					
見込量確保の ための方策	市内のサービス提供事業所は福祉型3か所(定員13人)、医療型はありません。 家族等にとって重要なサービスで需要の動向把握に努めながら、事業者と連携しサービス提供体制の整備・充実に努めます。					

12 自立生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	1	1	1
事業の実施に 関する考え方	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重して地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う事業者の把握を行いながら、事業所等と連携して、サービスの需要の把握に努め、事業者と連携して、サービス提供体制の充実に努めます。				

13 共同生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	62	63	65
事業の実施に関する考え方	地域において自立した日常生活を営む上で必要な援助を行い、安定した地域生活の維持に向けて相談支援の充実を図ります。また、関係機関や事業者と連携して、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	<p>第6期計画時から2カ所増となり、市内のサービス提供事業者は4事業者、10か所（定員56人）設置されています。</p> <p>このサービスは特に需要が高いため、今後更に整備が必要となっています。</p> <p>サービス需要の具体的な動向把握に努めながら、サービス利用体制の整備・充実に努めるとともに、新たな実施主体の参入を促進します。</p>				

14 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	83	82	81
事業の実施に関する考え方	施設に入所する障がい者に対して、質の高い介護等の支援を行うため、関係機関や事業者と連携してサービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	現在の入所者の地域移行を進めるとともに、サービス提供体制の充実に努めます。				

15 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	72	73	74
事業の実施に関する考え方	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。				
見込量確保のための方策	利用者全員の計画相談支援を的確に実施するために、相談支援事業者の更なる体制整備が必要と思われます。状況把握に努めながら適切な支援を行います。				

16 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	1	2	2
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。				
見込量確保のための方策	本人、施設、家族とも地域移行を希望する者の数を見込んでいます。 関係機関と連携しニーズ把握に努めるとともに、相談支援事業所と連携して体制整備の検討を行います。				

17 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	利用者数	20	21	22
事業の実施に 関する考え方	<p>居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。</p>				
見込量確保の ための方策	<p>入院・入所から地域移行する者、地域で安定し定着した生活を送るために支援が必要な者の数を見込んでいます。</p> <p>希望者のニーズ把握に努めるとともに、サービス提供事業者と連携し推進してまいります。</p>				

第5章 各年度の障がい児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

1 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	13	14	15
	人日分	95	103	110	
事業の実施に関する考え方	<p>障がい児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。</p> <p>治療が必要な障がい児には、医療機関等で上記事業に加え治療を行います。</p>				
見込量確保のための方策	<p>市内には、児童発達支援事業所が1か所あります。</p> <p>医療型児童発達支援事業を行っている事業所はありません。</p> <p>サービス需要の動向把握に努めながら、事業者と連携し支援提供体制の整備・充実に努めます。</p> <p>令和6年4月1日から児童発達支援と医療型児童発達支援の事業は一元化されました。</p>				

3 2 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	53	55	57
	人日分	700	730	760	
事業の実施に関する考え方	<p>就学中の障がい児が施設に通い、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進のための支援などを行います。</p>				
見込量確保のための方策	<p>市内には、3か所（定員30人）行っている事業所があります。</p> <p>今後利用者の増が見込まれており、更なる整備が必要となっています。関係機関と連携し支援体制の整備・充実に努めるとともに新たな実施主体の参入を促進してまいります。</p>				

3 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	2
	人日分	4	4	4	
事業の実施に関する考え方	保育所等を訪問し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。				
見込量確保のための方策	市内には、行っている事業所はありません。 児童発達支援センター整備と併せて検討します。 支援需要の動向により、新規に事業を行う事業者の把握を行いながら、支援体制の整備・充実に務めます。				

4 居宅訪問型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	2	2	2
	人日分	4	4	4	
事業の実施に関する考え方	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う事業者の把握を行いながら、支援需要の動向把握に努めながら、事業者と連携し支援提供体制の整備・充実に努めます。				

5 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込量	利用者数	8	9	10
事業の実施に関する考え方	障がい児が通所系支援を利用する場合の利用計画の作成、一定期間ごとのモニタリングの実施や関係者との連絡調整等を行います。				
見込量確保のための方策	サービス需要の動向把握に努めながら、支援の質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を行います。				

6 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	配置人数	1	2	2
事業の実施に関する考え方	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができれば、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うため、コーディネーターを配置します。				
見込量確保のための方策	医療的コーディネーター養成研修に積極的に参加し、1名以上配置することを目指して、ニーズ等の動向把握に努めながら支援体制の整備に努めます。				

7 発達障がい者等に対する支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見 込 量	ペアレントトレーニング等受講 (人)	2	2	2
		ペアレントメンター(人)	2	2	2
		ピアサポートの活動への参加 (人)	2	2	2
事業の実施に関する考え方	障がい児等やその家族等への支援として、行動を客観的に把握・理解する方法を学ぶことや、同じ悩みを持つ保護者のネットワーク構築に取り組みます。				
見込量確保のための方策	ニーズ等の動向把握に努めながら、研修等を実施し、支援体制の整備に努めます。				

第6章 市町村地域生活支援事業に関する事項

※年間利用見込み数（実施見込有無）

1 市町村事業（必須事業）

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
1 理解促進・研修啓発事業	有無	有	有	有	実施の有無
2 自発的活動支援事業	有無	有	有	有	実施の有無
3 相談支援事業					
(1)障がい者相談支援事業 基幹相談支援センターの設置	か所	0	0	1	実施見込箇所数
	有無	無	無	有	設置の有無
(2)市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	久慈圏域4市町村共同委託
(3)住宅入居等支援事業	有無	無	無	有	実施の有無
4 成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	実利用見込者数
5 成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	久慈圏域4市町村共同委託
6 意思疎通支援事業					
(1)手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	24	24	24	実利用見込件数
(2)手話通訳者設置事業	人	0	0	0	実設置見込者数
7 日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	件	1	1	1	給付等見込件数
②自立生活支援用具	件	5	5	5	給付等見込件数
③在宅療養等支援用具	件	5	5	5	給付等見込件数
④情報・意思疎通支援用具	件	4	4	4	給付等見込件数
⑤排泄管理支援用具	件	1,100	1,100	1,100	給付等見込件数
⑥在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1	給付等見込件数
8 手話奉仕員養成研修事業	人	5	5	5	講習終了見込者数
9 移動支援事業	人	2	2	2	利用見込時間数
	時間	50	50	50	
10 地域活動支援センター					
自市町村利用分	か所	7	7	7	設置箇所数
	人	35	35	35	実利用人員
他市町村利用分	か所	3	3	4	設置箇所数
	人	7	7	9	実利用人員

2 市町村事業（任意事業）

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		備考
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	
1 日常生活支援							
(1)日中一時支援事業	5	30	5	30	5	30	
2 社会参加支援							
(1)スポーツ・レクリエーション教室開催等	有		有		有		実施の有無

3 その他社会参加促進事業について

障がい者の社会参加や、障がいに対する住民理解を促進するため、各種事業を行います。

民間団体等の自発的活動への助成支援や、当事者団体、ボランティア団体と連携し、社会参加促進に係る各種活動を支援してまいります。

第7章 権利擁護の充実【成年後見制度利用促進基本計画】

1 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、判断能力の不十分な方々を、成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為などを行うことにより、本人の権利擁護支援を図る制度です。国は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という）」を施行し、同法に基づき成年後見制度利用促進基本計画を策定、令和4年度からは第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき事業が実施されています。

当地域（久慈市、洋野町、野田村及び普代村）では、平成28年12月に久慈地域成年後見センター（以下「センター」という）を共同設置し、また、令和3年4月からはセンターを中核機関に指定し、相談機能、市民後見人育成事業、ネットワーク構築機能等の充実に努めております。

広域行政としての権利擁護の取組を進めるため、久慈圏域成年後見制度利用促進基本計画（以下「広域促進計画」という）を令和3年3月に策定しました。

本市においても、広域促進計画の理念等を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、久慈市成年後見制度利用促進基本計画（以下「市町村促進計画」という）を策定することとしました。

2 計画の根拠と期間

市町村促進計画は、利用促進法第14条第1項の規定に基づく市町村計画として策定するものです。

計画期間は、「久慈市障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」および、「久慈市高齢者福祉計画」の各計画期間に合わせて、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

3 現状と課題

第6期計画でも成年後見制度等についてアンケート調査を行っており、「成年後見制度を知っているか」の問いに対して、「名称も内容も知っている」が19.8%から第7期計画策定に係る調査では、20.6%へ増加、「名称も内容も知らない」という回答は、37.4%から31.4%へ減少しています。また、「久慈地域成年後見センターを知っているか」の問いに対し、「知らない」が82.8%から70.9%へ減少し制度並びにセンターについて周知が少しずつ図られています。

また、令和元年に実施した「久慈圏域における成年後見に関するニーズ調査」では、関係機関に対するセンターの認知度は高まっていることから、地域住民及び支援者並びに関係機関に対しても更なる制度周知に努めるとともに、利用しやすい体制の整備に努めます。

4 具体的取組

広域促進計画の基本理念及び3つの「基本目標」「実施計画」を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本目標 1 成年後見制度の利用支援

実施計画 1-1 相談体制の充実

センター及び関係機関と連携して、成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他の行政サービスについて、きめ細やかな相談体制の整備に努めます。

実施計画 1-2 普及啓発の推進

センターが主催する市民セミナーや、出前講座等の講習会が活発に行われるよう、広報活動に努めます。

実施計画 1-3 審判請求費用及び報酬費用に対する助成

首長申立てによる後見等の申立てを適切に行うとともに、成年後見制度利用支援事業による申立て費用の助成、親族以外の第三者に対する後見報酬等の助成を行い、利用者が安心して制度を利用できるよう支援します。

基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

実施計画 2-1 地域連携ネットワークにおける関係者等の役割と連携

関係機関や地域での活動を活かしつつ、新たな連携を図ることにより、支援の必要な住民に制度利用がいきわたる体制を整備します。

実施計画 2-2 実施体制の整備等

センターを中核機関として位置づけ、制度利用が必要な住民をいち早く把握し、成年後見制度の適切な利用を促進します。

- ・中核機関のコーディネートのもと、成年後見人等支援のため家庭裁判所との情報連携、制度に関する相談窓口、広報活動、受任調整会議等を行います。
- ・久慈地域成年後見ネットワーク会議を協議会機能として運営し、サービス事業者や関係機関との連携を図ります。
- ・困難事例等の検討や、関係機関との情報交換等を行い、新たな課題や多様化するニーズについて協議し、支援体制の確保、充実に努めます。
- ・適切な制度利用となるよう多職種での運用に関する検討や成年後見人等に関するデータを把握し、必要に応じ適切な支援のための見直しを行います。

実施計画 2-3 成年後見人等の確保と市民後見人の育成

養成研修とともに継続的なフォローアップ研修等を行い、より多くの市民後見人を養成できるよう努めます。

基本目標 3 利用者がメリットを実感できる制度の運用

実施計画 3-1 利用者の把握と早期発見・早期支援

医療や福祉関係者、関係機関や金融機関を含む民間事業者等との地域でのネットワークにより、利用者を早期に把握し本人のニーズに合った制度支援を行います。

実施計画 3-2 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実

適切な福祉サービスや医療等の公的サービスが提供されるよう、チームによる支援を行うとともに、不正の未然防止に努めます。

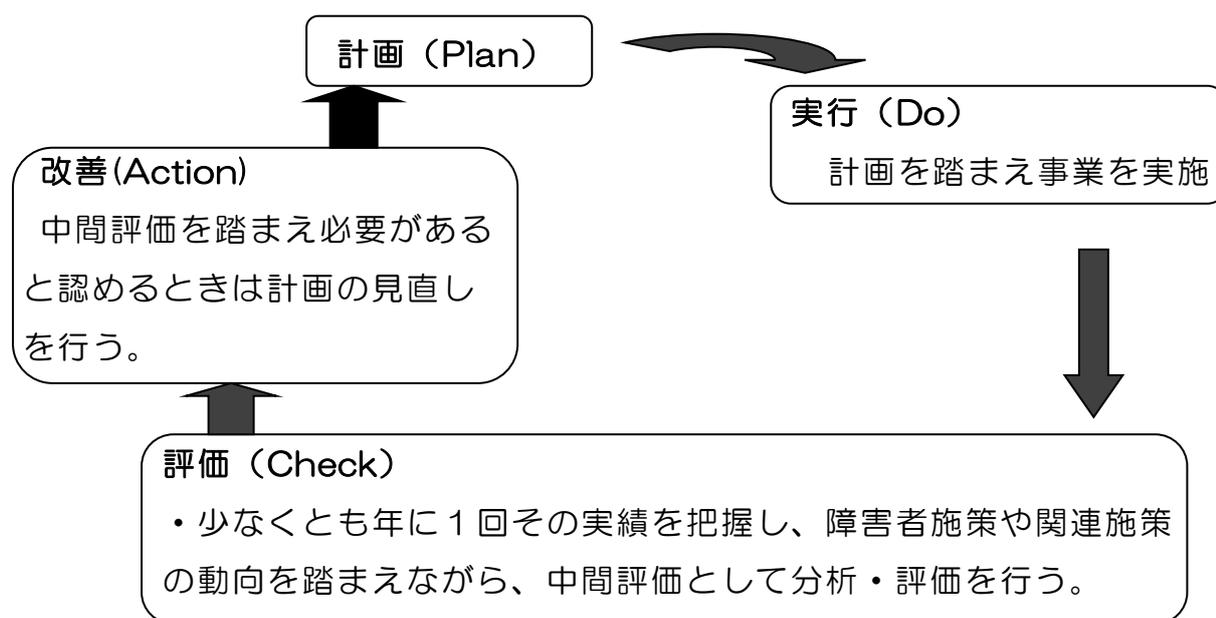
実施計画 3-3 後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供

適切な後見類型等の選択や速やかに必要な制度利用につなげられるよう、権利擁護支援対応の向上等を図ります。

第8章 計画の推進

1 計画の達成状況の点検及び評価

本計画については、各年度において、障がい福祉サービス等の見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、あるいは一般就労への移行が進んでいるか等の状況を久慈地域障害者自立支援協議会へ報告・協議するなど、点検、評価し、その結果に基づいて所要の対策を実施することとします。



2 計画の推進体制

久慈地域障害者自立支援協議会の場等を活用し、新たな課題や多様化するニーズに対するサービス基盤の整備等について協議し、計画達成のためのネットワーク構築を図るほか、サービス提供体制の確保、充実に努めてまいります。

持続可能な開発目標（SDGs）の取組

SDGs とは

SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットで採択されたもので、令和 12 年(2030 年)まで持続可能な世界を実現するために掲げた 17 の目標と 169 のターゲットで構成されており、誰一人として取り残さないことを基本理念としております。

障がい福祉分野においても、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らし続けられる町づくりを目指し下記に掲げる目標達成に取り組んでまいります。

【SDGs のゴール】



障がい福祉計画・障がい児福祉計画と特に関連のあるゴールを大きく表示しています。

資

料

資料Ⅰ アンケートの結果について

第7期計画を策定するにあたり、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳（以下「障がい者手帳」という。）をお持ちの方の中から、約25%の方を無作為抽出しアンケート調査を行いました。

1 調査方法・調査回答者数

自記式調査票の郵送形式による調査で、536名に送付し223名から回答を得ました。回答いただいた方の年齢構成は次のとおりです。（回収率41.6%）

年 齢	計(人)	割 合
6歳以下	1	0.4%
7-15歳	11	4.9%
16-18歳	4	1.8%
19-29歳	21	9.4%
30代	23	10.3%
40代	22	9.9%
50代	57	25.6%
60-65歳	44	19.8%
66歳以上	40	17.9%
計	223	

回答者のうち、124名(55.6%)が男性、99名(44.4%)が女性となっています。

また、調査票は、152名(68.1%)が調査対象者本人、46名(20.6%)は家族、8名(3.5%)は施設・事業所・病院職員等が記入しています。

2 暮らしの状況について

項 目	計(人)	割 合
一人暮らし	38	17.0%
家族と暮らしている	148	66.4%
グループホーム	8	3.6%
福祉施設に入所	16	7.2%
病院に入院	5	2.2%
その他、無回答	8	3.5%
計	223	

今回のアンケートでは、家族と生活している人が多く、グループホームや施設入所等、何らかの支援が受けられる状況の方は13%。一方約17%が一人暮らしとの結果でした。

施設入所及び入院している人に、将来の暮らしについての意向を確認

項 目	回答数	割 合
今のまま施設・病院で生活したい	14	35.0%
グループホームなどを利用したい	3	7.5%
家族と一緒にまたは独りで暮らしたい	23	57.5%
計	40	

入所・入院している方の35.0%は今のままの生活を望んでいました。地域への移行を希望する方は約57.5%あり、地域移行に係る相談支援、サービスの充実が求められています。

3 地域で生活するために、どのような支援があればいいと思いますか。
(複数回答可)

項目	回答数	割合
在宅で医療ケアが適切に受けられること	46	10.0%
障がいに適した住宅の確保	67	14.6%
必要な在宅サービスが適切に利用できる	62	13.5%
生活訓練の充実	36	7.8%
経済的な負担の軽減	121	26.6%
相談対応等の充実	72	15.7%
地域住民等の理解	54	11.8%
計	458	

経済的負担の軽減が約26.6%と高く、次に相談対応等の充実の支援が求められています。

4 社会参加の状況

(1) 1週間にどの程度外出しますか。

項目	計(人)	割合
毎日外出する	84	37.7%
一週間に数回	90	40.4%
めったに外出しない	25	11.2%
全く外出しない	12	5.4%
無回答	12	5.3%
計	223	

毎日外出、数回外出が約8割となっています。「めったに外出しない」「全く外出しない」が10.7%となっています。

(2) 外出する際の主な同伴者は誰ですか (複数回答可)

項目	回答数	割合
父母、祖父母、きょうだい	44	22.3%
配偶者	30	15.2%
子ども	3	1.5%
ヘルパーや施設職員	24	12.1%
友人、ボランティア等	4	2.0%
ひとり	92	46.7%
計	197	

一人で外出すると答えた割合が最も高く、約46.7%、次いで、ヘルパー等の活用は約12.1%です。

(3) どのような目的で外出しますか。(複数回答可)

項目	回答数	割合
通勤、通学、通所	95	16.5%
訓練、リハビリ	22	3.8%
医療機関への受診	139	24.1%
買い物	151	26.2%
友人・知人に会う	40	6.9%
趣味やスポーツをする	27	4.7%
グループ活動への参加	11	1.9%
散歩	59	10.2%
その他、無回答	33	5.7%
計	577	

外出目的で最も多かったのは「買い物」、次いで「医療機関への受診」でした。当市には同行援護及び行動援護のサービス提供事業所がないことから事業所と連携しサービス提供体制の充実に努める必要があります。

(4) 外出時に困ることはなんですか。(複数回答可)

項目	回答数	割合
公共交通機関が少ない	62	16.1%
列車やバスの乗り降りが困難	29	7.6%
道路や駅の階段や段差等	50	13.0%
外出先の建物の設備が不便	15	3.9%
切符の買い方、乗換方法が分かりにくい	28	7.3%
介護者が確保できない	11	2.9%
外出にお金がかかる	58	15.1%
周囲の目が気になる	35	9.1%
発作など突然の身体変化が心配	35	9.1%
困ったときどうすればいいのか心配	61	15.9%
計	384	

「公共交通機関が少ない」、「外出にお金がかかる」がそれぞれ 16.1%、約 15.1% になっています。

「道路や駅の階段や段差等」も 13% とバリアフリー化の推進も必要不可欠です。

5 就労の状況

今回のアンケートで、就労していると回答した者は 85 名いました。

その内訳は以下のとおりです。

項目	計(人)	割合
会社、自営等で収入を得る仕事をしている	57	67.1%
ボランティアなど収入を得ない仕事をしている	2	2.3%
福祉施設、作業所等に通っている	26	30.6%
計	85	

(1) 勤務形態は

項目	計(人)	割合
正職員で他の職員と勤務条件は同じ	23	40.4%
正職員で短時間勤務等障がい者への配慮がある	6	10.5%
パート、アルバイト等非常勤、派遣職員	19	33.3%
自営業・農林水産業等	8	14.0%
その他	1	1.8%
計	57	

(2) 就労していない人への質問です。今後収入を得る仕事をしたいですか。

項目	計(人)	割合
したい	71	53.8%
したくない、できない	61	46.2%
計	132	

約 5 割の者が収入を得る仕事を「したい」と回答しています。就労の場の確保が必要です。

(3) 障がい者の就労支援で何が必要だと思えますか。(複数回答可)

項目	回答数	割合
通勤手段の確保	81	11.9%
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	39	5.7%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	85	12.4%
在宅勤務の拡充	50	7.3%
職場や職場の上司・同僚等の障害者理解	217	31.8%
職場で介助や援助を受けられること	54	7.9%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	60	8.8%
就労支援	38	5.6%
仕事についての職場外での相談対応等	59	8.6%
計	683	

就労にあたって、職場の障がい理解が最も重要と考えているようです。次いで通勤手段の確保の配慮、職場外での相談対応等となっています。

6 相談の状況

(1) 悩みや困り事を主に誰に相談しますか。(複数回答可)

項目	回答数	割合
家族や親戚	148	35.9%
友人、知人、近所の人	76	18.4%
職場の上司や同僚	9	2.2%
施設の指導員、ヘルパー等	54	13.1%
民生・児童委員	2	0.5%
病院の医師、看護師、ケースワーカー等	79	19.2%
相談支援事業所等民間窓口	23	5.6%
行政の相談窓口	11	2.7%
その他(障がい者団体、学校の先生等)	10	2.4%
計	412	

「家族や親戚」への相談が最も多く、次いで「友人・知人等」「病院の医師、看護師、ケースワーカー等」となっています。

(2) 障がい、サービス等の情報をどこから知ることが多いですか(複数回答可)

項目	回答数	割合
本、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等	82	17.5%
行政機関の広報誌等	49	10.4%
インターネット	62	13.2%
家族や親戚、友人、知人	69	14.7%
病院の医師、看護師、ケースワーカー等	65	13.9%
相談支援事業所等民間窓口	16	3.4%
行政の相談窓口	28	5.9%
サービス事業所の職員	44	9.4%
障がい者団体や家族会の機関紙等	4	0.9%
その他(民生委員、学校の先生等)	50	10.7%
計	469	

「本、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等」「家族や親戚、友人等」「行政機関の広報誌等」が並んでいます。インターネットからの情報収集も増えています。

(3) 相談支援事業所を知っていますか。

項目	計(人)	割合
知っているし、利用したこともある	34	15.2%
知っているが、利用したことはない	38	17.0%
知らない、無回答	151	67.7%
計	223	

相談支援については、「身近なところに欲しい」や「どこで相談できるか周知して欲しい」との意見が寄せられています。今後とも、周知に努めて行く必要があります。

7 障がい者への差別について

(1) 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。

項目	計(人)	割合
ある	56	25.1%
少しある	60	26.9%
ない	89	39.9%
無回答	18	8.1%
計	223	

116 人の方が「ある」「少しある」と回答しています。

(2) 「ある」「少しある」と回答した方、はどんな場所で差別や嫌な思いをされましたか。(複数回答可)

項目	回答数	割合
学校・仕事場	51	23.1%
求職活動	29	13.1%
外出先	55	24.9%
医療機関	27	12.2%
住んでいる地域	32	14.5%
余暇を楽しむとき	20	9.0%
その他	7	3.2%
計	221	

「外出先」が最も多く、次いで「学校・仕事場」、「住んでいる地域」の順となっています。地域で生活し易くするためには、障害への理解促進が必要不可欠です。

8 災害等への対応について

(1) 火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

項目	計(人)	割合
できる	94	42.2%
できない	60	26.9%
わからない	69	30.9%
計	223	

災害時の避難等について今回のアンケート回答者では約4割が自力での避難が可能と回答。「できない」「わからない」は約6割です。

(2) 近所に助けてくれる人はいますか。

項目	計(人)	割合
いる	59	26.5%
いない	78	35.0%
わからない	86	38.5%
計	223	

また、災害時助けてくれる者が「いる」と答えた者は約3割にとどまりました。災害時の支援体制の確立も課題と考えます。

9 成年後見制度について

(1) 成年後見制度を知っていますか

項目	計(人)	割合
名称も内容も知っている	46	20.6%
聞いたことはあるが内容は知らない	84	37.7%
名称も内容も知らない	70	31.4%
無回答	23	10.3%
計	223	

(2) (1)で名称も内容も知っている方に質問。成年後見制度を利用したいですか。

項目	計(人)	割合
すぐに利用したい	3	3.4%
利用したくない	12	13.6%
まだ必要ない	31	35.4%
わからない	42	47.6%
計	88	

成年後見制度は、認知高齢者、知的・精神障がい者の権利、財産等を守るためにできた制度ですが、その利用はあまり進んでいません。

そこで、平成 28 年 12 月に久慈管内 4 市町村共同で久慈地域成年後見センターを設置し、利用支援や制度の普及・啓発等を行い、引き続き利用促進を図っております。

資料Ⅱ 久慈市障害福祉計画策定委員会名簿

1 関係団体の代表者	
(1) 久慈市身体障害者協議会会長	立 成 勝 夫
(2) 久慈市手をつなぐ育成会会長	中 野 信 男
(3) 精神障害者家族会祐慈の会会長	中 塚 紀 子
(4) 指定障害者支援施設恵水園園長	深 瀬 和 子
(5) 生活訓練施設銀杏荘管理者	村 上 和 久
(6) 就労継続支援 B 型事業所みずき園施設長	田 代 順
(7) 地域生活支援センター久慈所長	元木澤 英 典
(8) NPO 法人 mazel.be 代表理事	吉 田 立 盛
2 関係行政機関の職員	
(1) 県北広域振興局保健福祉環境部部長	千 田 真 広
(2) 岩手県立久慈拓陽支援学校校長	村 上 嘉 郎
(3) 久慈公共職業安定所統括職業指導官	野 中 祥 子
3 識見を有する者	
(1) 久慈市障害者介護給付費等支給審査会会長 北リアス病院名誉院長	遠 藤 五 郎
(2) 社会福祉法人久慈市社会福祉協議会会長	日 當 光 男

○障害者計画等策定委員会要綱（平成 20 年久慈市告示第 90 号）

（設置）

第 1 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 条）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に規定する市町村障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定に関する事項について広く意見を求めるため、久慈市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第 2 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

- （1） 関係団体の代表者
- （2） 関係行政機関の職員
- （3） 識見を有する者

2 委員の任期は、意見を求められた障害者計画等の策定が終了したときまでとする。

（委員長）

第 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 4 委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、福祉事務所社会福祉課において処理する。

（補則）

第 6 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

改正文（平成 25 年 3 月 26 日告示第 26 号）抄
平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

久慈市障がい福祉計画
久慈市障がい児福祉計画

発行 令和6年3月

編集 久慈市福祉事務所 社会福祉課